

平成25年5月21日

神戸文化ホールのご利用に関するお知らせ

神戸文化ホールの優先利用、利用料金の減免、キャンセル料について、7月1日以降のお申込み・お手続き分から、次の点を変更いたします。

1. ホールの抽選会における優先取扱

次に該当する場合は、抽選会当日に優先してご利用日を決定します。
ただし、同一日に複数のお申込がある場合は抽選とします。

- (1) 若手芸術家等（利用日が属する月の末日において、年齢が40歳未満）が主催し、自ら出演する音楽、舞踊又は演劇の公演等。ただし、入場者から最高額2,000円を超える入場料金を徴収する公演に限ります。
- (2) 神戸市内の団体（事務所の所在地が神戸市内、事務所が無い場合は代表者の住所が神戸市内）が主催する、音楽、舞踊、演劇又は音楽劇（能、狂言、歌舞伎、人形浄瑠璃、オペラ、ミュージカル）の公演等。ただし、入場者から最高額2,000円を超える入場料金を徴収する公演に限ります。

◎抽選会当日に、「利用申込票」をご記入の上、年齢要件を満たしていること、市内団体であることを証明できる物を提示してください。（コピーを取らせていただきます。）

2. 施設利用料金・附属設備利用料金の減免

次に該当する場合はご利用料金を減免します。

- (1) ご利用日の3か月前未満に、中ホールがご利用できないために、大ホールを代替でご利用される場合。ホール利用料金の5割減免
- (2) ご利用日の1か月前未満に、若手芸術家等（利用日が属する月の末日において、年齢が40歳未満）が練習で大ホール又は中ホールをご利用される場合。ホール利用料金及び附属設備利用料金の4割減免
- (3) 利用日の1か月前未満に、神戸市内の団体（事務所の所在地が神戸市内、事務所が無い場合は代表者の住所が神戸市内）が練習で大ホール又は中ホールをご利用される場合。附属設備利用料金の4割減免
- (4) 神戸市の障害団体名簿記載団体等がホール、練習室をご利用される場合。施設利用料金の5割減免

◎減免の併用はできません。

◎(2)、(3)の減免申請をする場合は、利用申込当日に年齢要件を満たしていること、市内団体であることを証明できる物を提出してください。

3. 大・中ホールのキャンセル料（7月1日以降に手続きをされた場合）

- (1) 利用日の6か月前までに窓口で手続きをされた場合
利用料金の8割返還（6月30日以前の手続きでは7割返還）
- (2) 利用日の6か月前から3か月前までに窓口で手続きをされた場合
利用料金の5割返還（6月30日以前の手続きでは3割返還）